装官総第５６７７号
令和３年４月１２日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛装備庁において行う会議について（通知）

標記について、下記により実施することとしたので通知する。
なお、装官総第３６７号（２７．１０．１）は廃止する。

記

１　会議の種類等

名　称	日　時	場　所	参集者
庁　議	主宰者の指示により随時	主宰者の指定する場所	長官（主宰者）、防衛技監、長官官房各装備官、長官官房審議官、各部長、各研究所長、長官官房総務官、装備政策部装備政策課長その他長官が指定する者

庁連絡会議	原則として月曜日 ０９３０ ～ １０００	主宰者の指定する場所	長官（主宰者）、防衛技監、長官官房各装備官、長官官房審議官、各部長、長官官房総務官、装備政策部装備政策課長その他長官が指定する者
技術会議	随時	防衛技監室	防衛技監（主宰者）、長官官房各装備官、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、各研究所長、次世代装備研究所先進機能研究統括官その他防衛技監が指定する者
政策会議	随時	長官官房審議官室	長官官房審議官（主宰者）、装備政策部長、装備政策部装備政策課長その他長官官房審議官が指定する者

２　会議の目的

⑴　庁議は、防衛装備庁の所掌事務遂行上、長官が必要と認める事項について審議する。

⑵　庁連絡会議は、防衛装備庁の所掌事務遂行上必要な事項について連絡及び調整を行う。

⑶　技術会議は、防衛装備庁の所掌事務に係る技術に関する事項について審議する。

⑷　政策会議は、防衛装備庁の所掌事務に係る政策に関する事項について審議する。

３　会議の運営要領

⑴　会議には、説明及び意見開陳のため、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。

⑵　庁議に付議する案件については、原則として事前に技術会議又は政策

会議の審議を経ることとする。

⑶　庁連絡会議においては、参集者の業務概要報告を併せて行うことを例とする。

4　会議の事務

⑴　会議に関する庶務は、庁議及び庁連絡会議は長官官房総務官付、技術会議は技術戦略部技術戦略課、政策会議は装備政策部装備政策課において処理する。

⑵　庁議、技術会議及び政策会議に案件を付議する場合は、原則として当該会議が行われる日の２日前までにその会議の庶務を担当する部局に対して案件の主題を通知し、資料を送付するものとする。

⑶　会議の議事の記録は、原則として庶務を担当する部局が作成する。